

アジア・世界の金融センター実現！シンポジウム

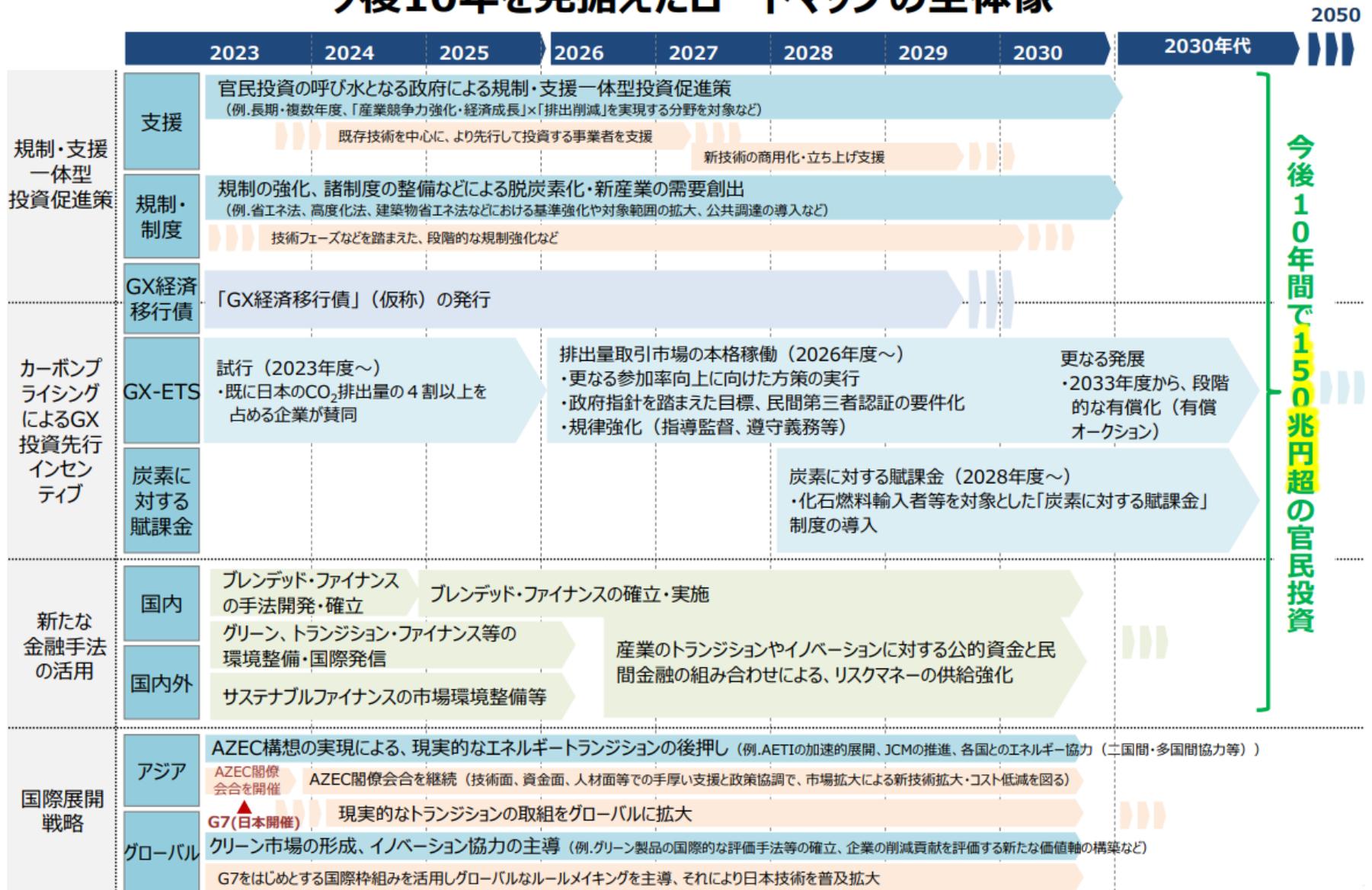
令和5年6月23日

金融庁

1. はじめに

GX 実現に向けた基本方針(10年ロードマップ)

今後10年を見据えたロードマップの全体像



GX実現に向けた基本方針の概要

背景

- ✓ カーボンニュートラルを宣言する国・地域が増加(GDPベースで9割以上)し、排出削減と経済成長をともに実現するGXに向けた長期的かつ大規模な投資競争が激化。GXに向けた取組の成否が、企業・国家の競争力に直結する時代に入。また、ロシアによるウクライナ侵略が発生し、我が国のエネルギー安全保障上の課題を再認識。
- ✓ こうした中、我が国の強みを最大限活用し、GXを加速させることで、エネルギー安定供給と脱炭素分野で新たな需要・市場を創出し、日本経済の産業競争力強化・経済成長につなげていく。
- ✓ 第211回国会に、GX実現に向けて必要となる関連法案を提出する(下線部分が法案で措置する部分)。

(1) エネルギー安定供給の確保を大前提としたGXの取組

①徹底した省エネの推進

- 複数年の投資計画に対応できる省エネ補助金を創設など、中小企業の省エネ支援を強化。
- 関係省庁が連携し、省エネ効果の高い断熱窓への改修など、住宅省エネ化への支援を強化。
- 改正省エネ法に基づき、主要5業種(鉄鋼業・化学工業・セメント製造業・製紙業・自動車製造業)に対して、政府が非化石エネルギー転換の目安を示し、更なる省エネを推進。

②再エネの主力電源化

- 2030年度の再エネ比率36~38%に向け、全国大でのマスタープランに基づき、今後10年間で過去10年の8倍以上の規模で系統整備を加速し、2030年度を目指して北海道からの海底直送電線を整備。これらの系統投資に必要な資金の調達環境を整備。
- 洋上風力の導入拡大に向け、「日本版セントラル方式」を確立するとともに、新たな公募ルールによる公募開始。
- 地域と共生した再エネ導入のための事業規律強化。次世代太陽電池(ペロブスカイト)や浮体式洋上風力の社会実装化。

③原子力の活用

- 安全性の確保を大前提に、廃炉を決定した原発の敷地内での次世代革新炉への建て替えを具体化する。その他の開発・建設は、各地域における再稼働状況や理解確保等の進展等、今後の状況を踏まえて検討していく。
- 厳格な安全審査を前提に、40年+20年の運転期間制限を設けた上で、一定の停止期間に限り、追加的な延長を認める。その他、核燃料サイクル推進、廃炉の着実かつ効率的な実現に向けた知見の共有や資金確保等の仕組みの整備や最終処分の実現に向けた国主導での国民理解の促進や自治体等への主体的な働き掛けの技術強化を行う。

④その他の重要事項

- 水素・アンモニアの生産・供給網構築に向け、既存燃料との価格差に着目した支援制度を導入。水素分野で世界をリードするべく、国家戦略の策定を含む包括的な制度設計を行う。
- 電力市場における供給力確保に向け、容量市場を着実に運用するとともに、予備電源制度や長期脱炭素電源オークションを導入することで、計画的な脱炭素電源投資を後押しする。
- サハリン1・2等の国際事業は、エネルギー安全保障上の重要性を踏まえ、現状では權益を維持。
- 不確実性が高まるLNG市場の動向を踏まえ、戦略的に余剰LNGを確保する仕組みを構築するとともに、メタンハイドレート等の技術開発を支援。
- この他、カーボンサイクル燃料(メタネーション、SAF、合成燃料等)、蓄電池、資源循環、次世代自動車、次世代航空機、ゼロエミッション船舶、脱炭素目的のデジタル投資、住宅・建築物、港湾等インフラ、食料・農林水産業、地域・くらし等の各分野において、GXに向けた研究開発・設備投資・需要創出等の取組を推進する。

(2) 「成長志向型カーボンプライシング構想」等の実現・実行

- 昨年5月、岸田総理が今後10年間に150兆円超の官民GX投資を実現する旨を表明。その実現に向け、国が総合的な戦略を定め、以下の柱を速やかに実現・実行。

①GX経済移行債を活用した先行投資支援

- 長期にわたり支援策を講じ、民間事業者の予見可能性を高めていくため、GX経済移行債を創設し(国際標準に準拠した新たな形での発行を目指す)、今後10年間に20兆円規模の先行投資支援を実施。民間のみでは投資判断が真に困難な案件で、産業競争力強化・経済成長と排出削減の両立に貢献する分野への投資等を対象とし、規制・制度措置と一体的に講じていく。

②成長志向型カーボンプライシング(CP)によるGX投資インセンティブ

- 成長志向型CPにより炭素排出に備付けし、GX関連製品・事業の付加価値を向上させる。
- 直ちに導入するのではなく、GXに取り組み期間を設けた後で、エネルギーに係る負担の総額を中長期的に減少させていく中で導入(低い負担から導入し、徐々に引上げ)する方針を予め示す。
⇒ 支援措置と併せ、GXに先行して取り組む事業者等にインセンティブが付与される仕組みを創設。

<具体例>

- (i) GXリークの段階的発展→多排出産業等の「排出量取引制度」の本格稼働【2026年度~】
- (ii) 発電事業者等に、EU等と同様の「有償オークション」[※]を段階的に導入【2033年度~】
* CO₂排出に応じて一定の負担金を支払うもの
- (iii) 化石燃料輸入事業者等に、「炭素に対する賦課金」制度の導入【2028年度~】
※なお、上記を一元的に執行する主体として「GX推進機構」を創設

③新たな金融手法の活用

- GX投資の加速に向け、「GX推進機構」が、GX技術の社会実装段階におけるリスク補完策(債務保証等)を検討・実施。
- トランジション・ファイナンスに対する国際的な理解醸成に向けた取組の強化に加え、気候変動情報の開示も含めた、サステナブルファイナンス推進のための環境整備を図る。

④国際戦略・公正な移行・中小企業等のGX

- 「アジア・ゼロエミッション共同体」構想を実現し、アジアのGXを一層後押しする。
- リスキング支援等により、スキル獲得とグリーン等の成長分野への円滑な労働移動を共に推進。
- 脱炭素先行地域の創出・全国展開に加え、財政的支援も活用し、地方公共団体は事務事業の脱炭素化を率先して実施。新たな国民運動を全国展開し、脱炭素製品等の需要を喚起。
- 事業再構築補助金等を活用した支援、プッシュ型支援に向けた中小企業支援機関の人材育成、パートナーシップ構築宣言の更なる拡大等で、中小企業を含むサプライチェーン全体の取組を促進。

(3) 進捗評価と必要な見直し

- GX投資の進捗状況、グローバルな動向や経済への影響なども踏まえて、「GX実行会議」等において進捗評価を定期的実施し、必要な見直しを効果的に行っていく。
- これらのうち、法制上の措置が必要なものを第211回国会に提出する法案に明記し、確実に実行していく。

GX推進法(概要)

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律案【GX推進法】の概要

背景・法律の概要

- ✓ 世界規模でグリーン・トランスフォーメーション(GX)実現に向けた投資競争が加速する中で、我が国でも2050年カーボンニュートラル等の国際公約と産業競争力強化・経済成長を同時に実現していくためには、今後10年間で150兆円を超える官民のGX投資が必要。
- ✓ 昨年12月にGX実行会議で取りまとめられた「GX実現に向けた基本方針」に基づき、(1) GX推進戦略の策定・実行、(2) GX経済移行債の発行、(3) 成長志向型カーボンプライシングの導入、(4) GX推進機構の設立、(5) 進捗評価と必要な見直しを法定。

(1) GX推進戦略の策定・実行

- 政府は、GXを総合的かつ計画的に推進するための戦略(脱炭素成長型経済構造移行推進戦略)を策定。戦略はGX経済への移行状況を検討し、適切に見直し。【第6条】

(2) GX経済移行債の発行

- 政府は、GX推進戦略の実現に向けた先行投資を支援するため、2023年度(令和5年度)から10年間で、GX経済移行債(脱炭素成長型経済構造移行債)を発行。【第7条】
- ※ 今後10年間で20兆円規模。エネルギー・原材料の脱炭素化と収益性向上等に資する革新的な技術開発・設備投資等を支援。
- GX経済移行債は、化石燃料賦課金・特定事業者負担金により償還。(2050年度(令和32年度)までに償還)。【第8条】
- ※ GX経済移行債や、化石燃料賦課金・特定事業者負担金の収入は、エネルギー対策特別会計のエネルギー需給勘定で区分して経理。必要な措置を講ずるため、本法附則で特別会計に関する法律を改正。

(4) GX推進機構の設立

- 経済産業大臣の認可により、GX推進機構(脱炭素成長型経済構造移行推進機構)を設立。
(GX推進機構の業務)【第54条】
- ① 民間企業のGX投資の支援(金融支援(債務保証等))
- ② 化石燃料賦課金・特定事業者負担金の徴収
- ③ 排出量取引制度の運営(特定事業者排出枠の割当て・入札等)等

(3) 成長志向型カーボンプライシングの導入

- 炭素排出に値付けをすることで、GX関連製品・事業の付加価値を向上。
⇒ 先行投資支援と合わせ、GXに先行して取り組む事業者にインセンティブが付与される仕組みを創設。
- ※ ①②は、直ちに導入するのではなく、GXに取り組む期間を設けた後で、エネルギーに係る負担の総額を中長期的に減少させていく中で導入。(低い負担から導入し、徐々に引上げ。)

① 炭素に対する賦課金(化石燃料賦課金)の導入

- 2028年度(令和10年度)から、経済産業大臣は、化石燃料の輸入事業者等に対して、輸入等する化石燃料に由来するCO2の量に応じて、化石燃料賦課金を徴収。【第11条】

② 排出量取引制度

- 2033年度(令和15年度)から、経済産業大臣は、発電事業者に対して、一部有償でCO2の排出枠(量)を割り当て、その量に応じた特定事業者負担金を徴収。【第15条・第16条】
- 具体的な有償の排出枠の割当てや単価は、入札方式(有償オークション)により、決定。【第17条】

(5) 進捗評価と必要な見直し

- GX投資等の実施状況・CO2の排出に係る国内外の経済動向等を踏まえ、施策の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを講ずる。
- 化石燃料賦課金や排出量取引制度に関する詳細の制度設計について排出量取引制度の本格的な稼働のための具体的な方策を含めて検討し、この法律の施行後2年以内に、必要な法制上の措置を行う。【附則第11条】

※本法附則において改正する特別会計に関する法律については、平成28年改正において同法第88条第1項第2号に併せて手当する必要があった所要の規定の整備を行う。

1. アジアGXハブ(GX国際金融センター)の形成

- アジアのGX投資に関連する情報・人材・資金を集約し、日本の国際金融センターとしての機能を強化するとともに、日本の金融セクターのアジア進出を支援。

データ

日本取引所グループが昨年7月に立ち上げたESG債情報プラットフォームに、CO2排出量を含む企業データを広く集約。また、アジアの取引所等と連携し、海外データへのアクセスも整備。

人材

GX案件を手掛けることができる金融実務家を養成するため、ESGに関するアナリスト等の民間資格試験の普及を支援。また、アジア各大学と連携し、グローバルレベルのサステナブルファイナンス(GX含む)講座を大学等で開設。

案件開発

ASEAN等でのGX投資の推進を図るため、官民関係者が参画するコンソーシアム(アジアGXコンソーシアム(仮称))を組成。ブレンデッド・ファイナンス(官民共同での資金供給)等による案件形成に向けて、アジアでの投資戦略や足もとの課題を共有・情報交換。また、各案件のカーボンプレジット創出を支援。

情報発信

日・ASEAN国際会議等において、日本の取組みをアジア地域へ発信。

アジアGXコンソーシアム(仮称)のイメージ

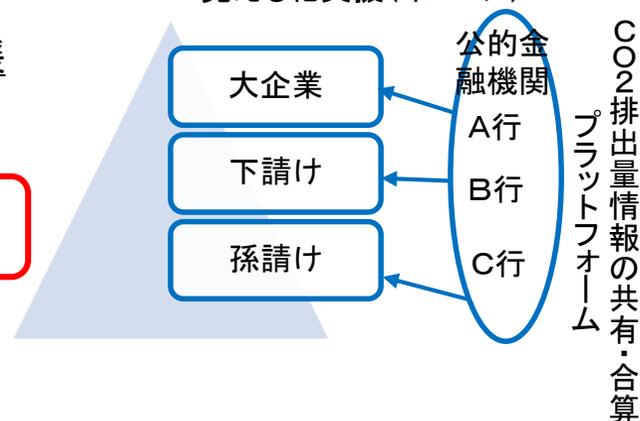


2 金融機関によるGX支援サービスの強化

□ GXの社会実装に向けて金融機関による**企業・サプライチェーン・地域等への支援サービスを強化**。

- 金融機関と企業との対話促進に向けた**ガイダンスを5月に策定**。更に、国際的な議論を踏まえながら、金融機関を対象に**GXへの貢献状況を測定する指標の設定を検討**。
- **金融機関と連携したサプライチェーンCO2排出量の見える化支援を行う**。
- GX推進機構や日本政策投資銀行(DBJ)とも連携しGX投資を推進
- **金融機関や個別の自治体と連携し、再生エネルギー等への投資促進を含むGX地域計画の策定を支援**。

サプライチェーン全体におけるCO2排出量の見える化支援(イメージ)



3 投資家向けGX投資商品の多様化

□ 家計金融資産2000兆円がGX投資によって「成長と資産所得の好循環」の実現につながるよう、**投資家のニーズに応じた多様な金融商品を育成**。

- **新NISAにふさわしいESGインデックスや長期商品の開発・浸透**、アジアのGXに資する**外国投資信託やADB債の個人投資家への普及**といったESG商品の多様化を進める。こうした環境下で、**顧客本位の業務運営や金融経済教育を強力に推進**。
- 機関投資家向けの商品として、従来のグリーン債・トランジション債に加え、**優先株式等の新たな商品の発行促進**(転換社債・劣後債への発行費用の補助等)。



NISA

経済財政運営と改革の基本方針2023

(資産運用立国・国際金融センター等の実現)

2,000兆円の家計金融資産を開放し、日本の金融市場の魅力を向上させ、世界の金融センターとしての発展を実現すべく、取組を進める。企業価値向上に向けて、コーポレートガバナンス改革の実質化に取り組む。(略)

さらに、**地域でのGX投融資を促すため、地方自治体と地域企業、金融機関等による推進協議体の設置等を支援する。**

成長戦略等のフォローアップ

V.「日本の魅力を生かしたインバウンドの促進」関連のフォローアップ

(金融市場の整備)

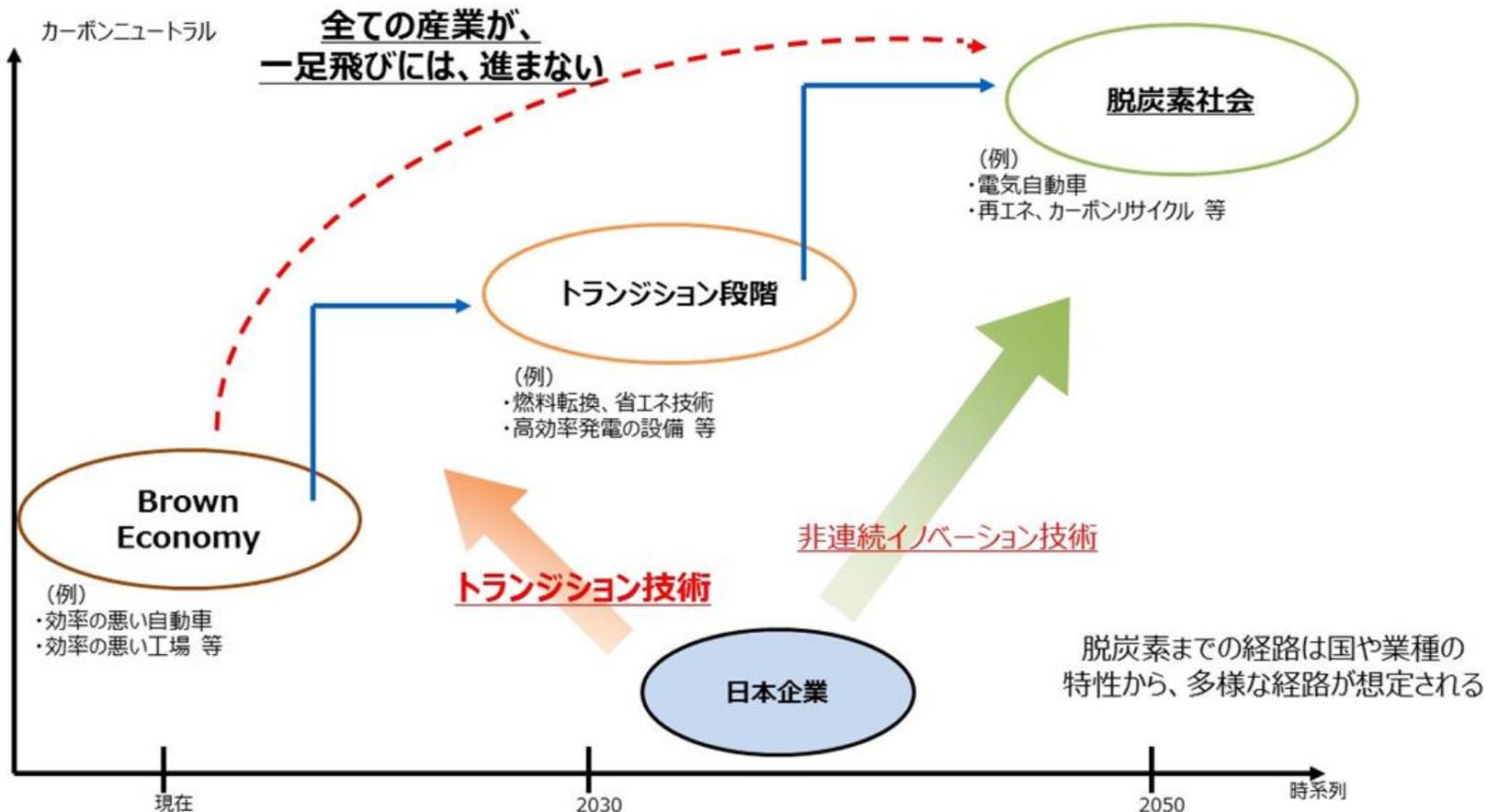
- ・ **地域でのGX投融資を促すため、地方自治体と地域企業、金融機関等による推進協議体の設置等を支援する。**
- ・ 引き続きプロダクトガバナンスの確保やそのための資産運用会社等のガバナンス強化に向けた制度整備について検討し、2023年度中に結論を得て、所要の措置を講ずる。また、仕組債に関するコストを含む顧客との利益相反に係る情報提供について、金融庁及び日本証券業協会において、早期に適切な措置を講ずる。

(略)

2. トランジションファイナンス

トランジション・ファイナンス

- 脱炭素社会の実現には、直ちに脱炭素化が困難な産業・企業が、省エネやエネルギー転換などの「移行」を行うための資金供給を行う、「トランジション・ファイナンス」が重要。2021年5月、金融庁・環境省・経産省は、トランジションファイナンスの資金調達者のための「**クライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針**」を策定。
- 多排出産業が脱炭素に向けた道筋を描くための**分野別のロードマップ**を策定（海運、航空、鉄鋼、化学、電力、ガス、石油、紙・パルプ、セメント、自動車）。



- グリーンか、否かの2元論で整理するEUタクソノミーへの対応として、脱炭素に向けた省エネやエネルギー転換などの「移行」に焦点を当て、そこに資金供給を促す、「トランジション・ファイナンス」を推進。
- 2021年12月公表の国際原則（ICMAハンドブック）を踏まえて、金融庁・環境省・経産省で、トランジション・ボンドやトランジション・ローンとラベリングするための「基本指針」を昨年5月に策定。

多排出産業が脱炭素に向けた道筋を描くための分野別のロードマップを策定。

クライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針

2021年5月
金融庁・経済産業省・環境省



G7新潟財務大臣・中央銀行総裁会合－金融分野に関する議論の結果

G7財務大臣・中央銀行総裁会合（5月11日-13日）では、サステナビリティ開示、トランジション・ファイナンス、自然災害リスクファイナンスについて議論。議論の結果は下記のとおり。

サステナビリティ開示

- ✓ **国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）による、気候関連開示基準の最終化等を支持。**
- ✓ **生物多様性及び人的資本**に関する開示について、**ISSBの将来の作業に期待**。こうした開示は、投資家が、生物多様性、**従業員への投資、並びに多様性、公平性及び包摂性（DEI）**に関する企業の価値創造を評価するにあたって、有用な情報を提供しうるとの認識を共有。

トランジション・ファイナンス

- ✓ **トランジション・ファイナンスは経済全体の脱炭素化を推進する上で重要な役割を有している**との認識を共有。
- ✓ 公的・民間セクターに対し、**フォワード・ルッキングな移行の進捗評価**を可能にすることや、**ファイナンスト・エミッション（投融資に係る温室効果ガスの排出量）の軌跡を説明**することにより、**トランジション・ファイナンスの促進に資する、情報の入手可能性と信頼性を強化**することを懸望。

自然災害リスクファイナンス

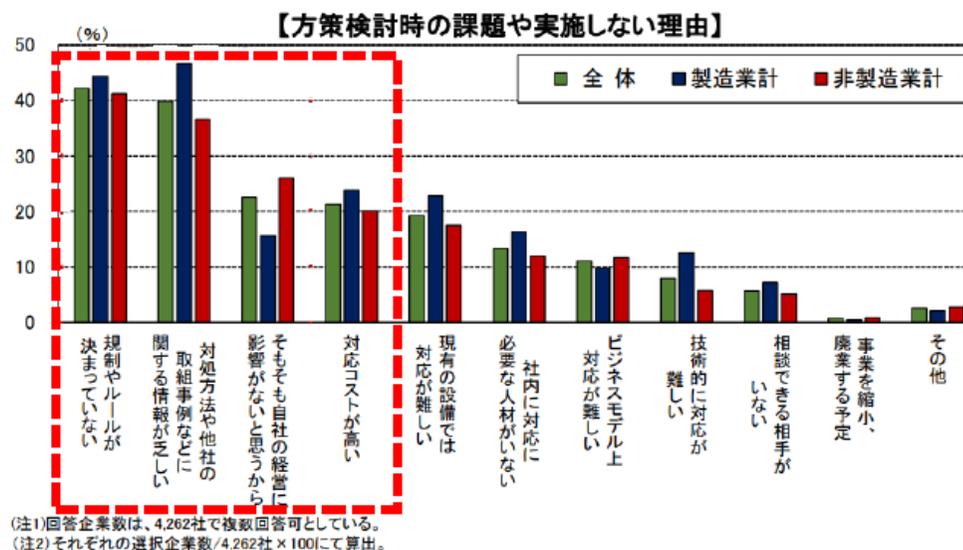
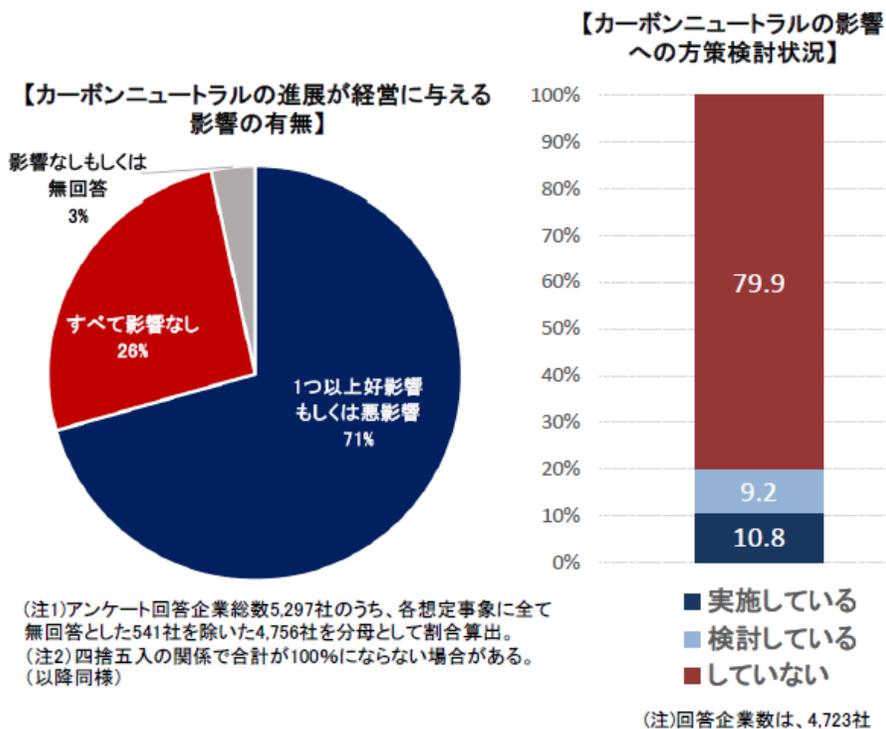
- ✓ 気候変動により悪化した自然災害の頻度と深刻度が増していることを踏まえ、**プロテクションギャップを縮小させるためには、保険を含む災害リスクファイナンスの促進において民間・公的セクターの協調の強化が極めて重要**との認識を共有。
- ✓ **保険監督者国際機構（IAIS）が経済協力開発機構（OECD）と連携して2023年末までに策定する、自然災害リスクに対する経済的及び財務的な強靱性強化に関する報告書に期待。**

※2023年11月に東京でIAIS年次総会を開催

中小企業等による対応の状況

- 中小企業の多くは、カーボンニュートラルの進展が経営に与える影響を認識しているが、カーボンニュートラルの影響への方策の検討状況を見ると、約8割の企業が実施・検討を「していない」とし、情報面・知識面・人材面での課題等が挙げられている。
- 具体的な脱炭素等の対応のあり方については、地域金融機関でも悩みを抱える先が多いとの指摘があり、脱炭素に係る取組の意義と現状、業種や規模を踏まえた対応のあり方、これに応じた支援策等の総合的な情報提供・浸透が求められる。

中小企業によるカーボンニュートラル対応の現状



3. 札幌・北海道について

- グリーントランスフォーメーション(GX)の実現により新たな需要を創出し、日本経済の成長の基盤とし、金融取引活性化につなげることが重要。特に、クリーンエネルギーに大きな潜在力を有する北海道へのGX投資を実現し、継続的・発展的な金融商取引の拡大と、札幌・北海道の拠点整備につなげていくことが重要。

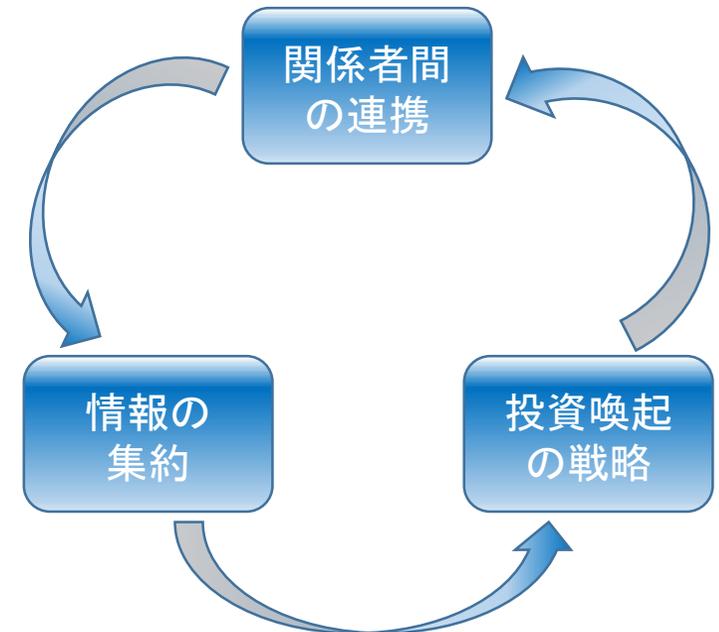
基本的問題意識

- GXの実現による新たな需要・市場の創出 ⇒ 日本の産業競争力の強化・経済成長の基盤
- 北海道が有する高い潜在力(ポテンシャル) ⇒ クリーンエネルギー拡大のための思い切った投資が必要
- 脱炭素の設備投資需要を継続的な取引に ⇒ 脱炭素由来の一大金融商取引拠点へ



検討の視点

- ① 幅広い官民関係者間の協働の重要性
 - ⇒ 産官学金のコンソーシアム設置による具体的施策の検討
 - ⇒ 人材育成による実務家の養成
- ② 都市としての機能拡充と国際発信
 - ⇒ プラットフォームによる事業情報の集約と連携
 - ⇒ 国際発信を通じた海外からの投資呼び込み、トランジションの先導
- ③ 需給両面でのエネルギー投資を喚起する多面的戦略
 - ⇒ 投資の分野・事業など、全体戦略の推進
 - ⇒ 長期的な見通しと戦略に資する分かり易い情報発信



取引拡大に向けた具体策

Team Sapporo-Hokkaido -産官学金のコンソーシアム-

- 関係者が集結し、現在見通せる事業動向やプロジェクト実施のボトルネック等につき、協議・議論
- 道・を中心に金融・産業・環境当局、官民金融機関、経済界、取引所等による幅広い議論

大手金融機関



地域金融機関



経済界



再エネ・金融商取引の プラットフォーム

- 北海道のクリーンエネルギー投資に関する取引情報を集約
- 例えば、事業としての将来性、規模、施工期間等の各種情報を提供し、市場発揮

エネルギー事業者



取引所



GX企業



北海道の特性を踏まえた 重点的な支援

- 「有望区域」5区域等の洋上風力の展開支援
- 電力広域機関等も活用した新たな資金支援の枠組みの活用推進
- 脱炭素化支援機構の一部機能を北海道に移転し、道内GXビジネス・金融支援と一体的に実施

国・地方事務所



自治体



事業展開(ライフステージ) に応じたファイナンスと国際発信

- 「プロジェクトファイナンス」や「ブレンデッドファイナンス」等による有効なリスクシェア
- ベンチャー支援を含むエクイティの推進・強化
- 今後取引本格化が期待されるクレジットの創出推進

投資家



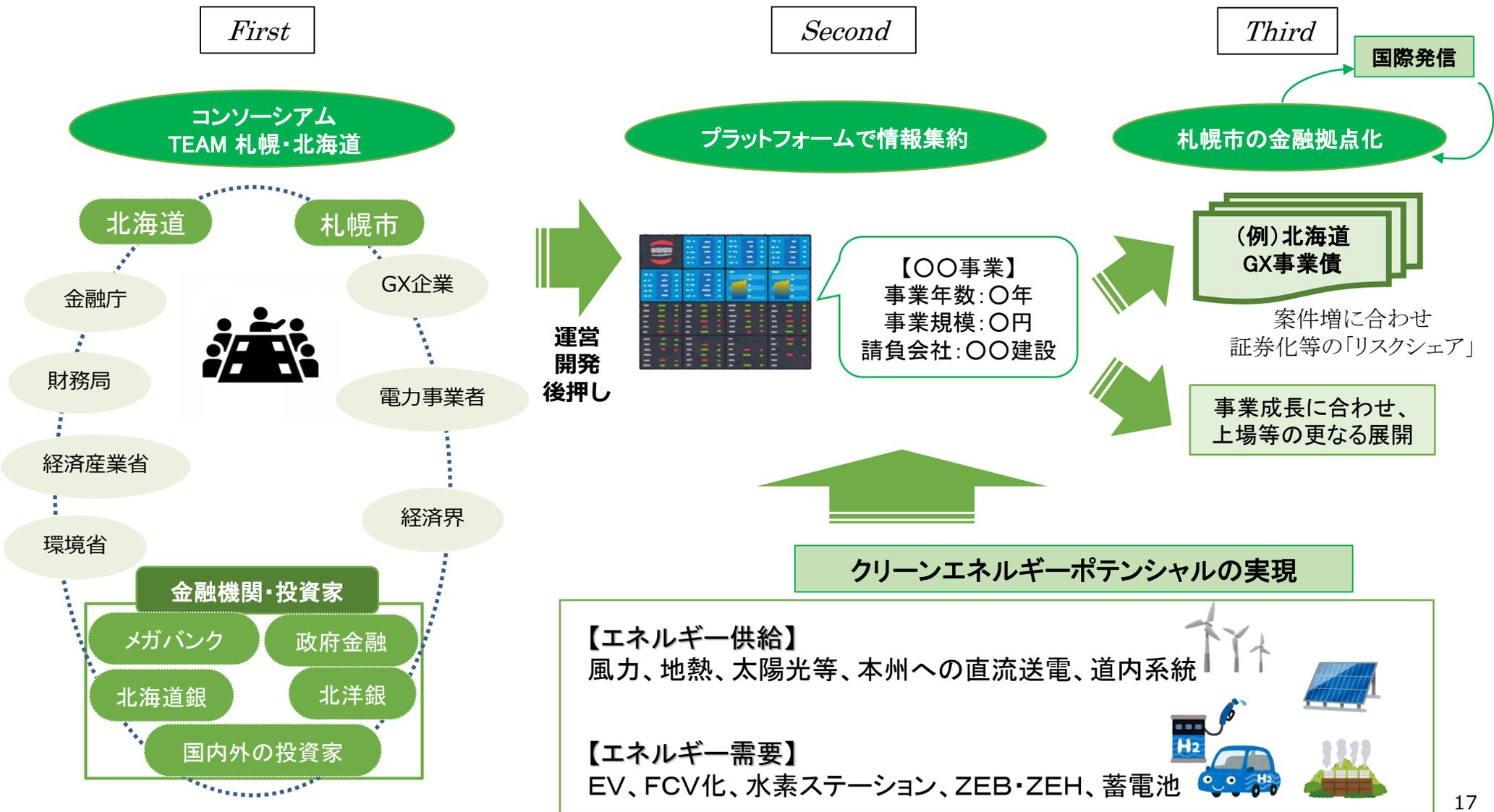
政府系金融機関



併せて、ブランディングによる観光展開、人材交流・教育等の人材育成

(補足) コンソーシアムとプラットフォームを通じた取引基盤の整備

- 道・市を中心に金融・産業の関係者が一堂に介するコンソーシアムを設置し、関係者間で課題意識と知見を共有化するとともに取引プラットフォームの整備など、幅広い施策について包括的・横断的に対応を進める。



(補足) 多種多様なファイナンススキーム整備の重要性

- 脱炭素・GX事業の開発については、多様な事業特性・ライフステージに応じたファイナンスの充実が必要。こうしたファイナンスの全体像を「プラットフォーム」を通じ共有化しつつ、絶え間ない事業・資金両面での支援を図ることが重要。

企業・事業ステージ

アーリー/研究開発・実証

ミドル/導入拡大

レーター/商用化

デット

プロジェクトファイナンス

リスクを多様な当事者でシェアし、企業の財務負担小さくすることで、巨額資金の調達、長期の借入期間を実現

債券(ボンド)

風力発電等の初期投資を固定収入で賄う事業への「グリーンボンド」が増加中 (例) 地方債

政府保証

融資や債券は10年年限が相場であるが、保証があれば、更に年限を伸ばせる可能性

融資(ローン)

事業の継続を支える中堅・中小企業に特化したローンが有効

ストラクチャードファイナンス

安定したキャッシュフローが見込めるが、巨額資金の調達が必要な場合にはリスク分担が有効 (例) アセットファイナンス

エクイティ

VC、CVC

成長性の高いベンチャー企業等への投資 (例) 環境系ファンド、スタートアップ系の投資VC

PE・民間ファンド

企業再生(Exitストーリー)に着目した収益性を旨とする投資

機関投資家

補助金

開発段階で商用化の目途が立ちづらい案件の開発 (例) GI基金、NEDO事業

株式公開

官民ファンド等

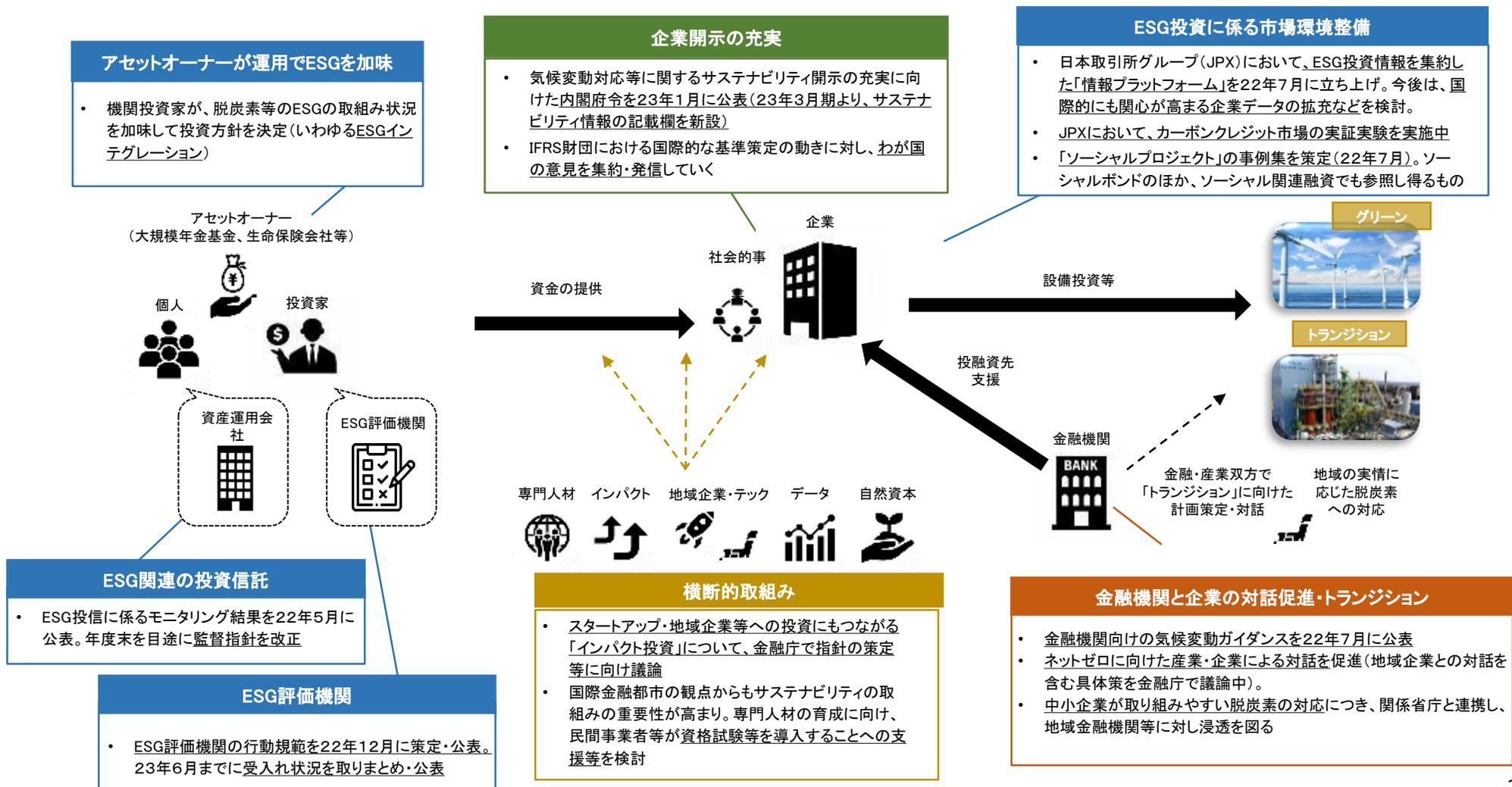
いわゆるブレンデッド・ファイナンスによる民間への呼び水効果 (例) 脱炭素化支援機構、GX推進機構

カーボンプレジット

サステナブルファイナンスについて

サステナブルファイナンスの取組みについて - 金融庁・有識者会議報告書など -

- **2020年12月に設置された金融庁サステナブルファイナンス有識者会議**は、
 - ・ SDGsやパリ協定の採択等、持続可能な社会の構築が大きな課題となる中で、
 - ・ 新たな産業・社会構造への転換を促し、持続可能な社会を実現するための金融(サステナブルファイナンス)の推進が不可欠との認識に立ち、
 - ・ 推進のための施策を「**企業開示の充実**」、「**市場機能の発揮**」、「**金融機関の投融資先支援とリスク管理**」に整理し、**政策を提言**(21年6月、22年6月)
- ※ 有識者会議として、随時、施策の全体像・進捗状況等を更新し、金融庁ホームページの専用ページに掲載するなど発信を行っている。



アセットオーナーが運用でESGを加味

- ・ 機関投資家が、脱炭素等のESGの取組み状況を加味して投資方針を決定(いわゆるESGインテグレーション)

企業開示の充実

- ・ 気候変動対応等に関するサステナビリティ開示の充実に向けた内閣府令を23年1月に公表(23年3月期より、サステナビリティ情報の記載欄を新設)
- ・ IFRS財団における国際的な基準策定の動きに対し、わが国の意見を集約・発信していく

ESG投資に係る市場環境整備

- ・ 日本取引所グループ(JPX)において、ESG投資情報を集約した「情報プラットフォーム」を22年7月に立ち上げ。今後は、国際的にも関心が高まる企業データの拡充などを検討。
- ・ JPXにおいて、カーボネクスト市場の実証実験を実施中
- ・ 「ソーシャルプロジェクト」の事例集を策定(22年7月)。ソーシャルボンドのほか、ソーシャル関連融資でも参照し得るもの

ESG関連の投資信託

- ・ ESG投信に係るモニタリング結果を22年5月に公表。年度末を目途に監督指針を改正

ESG評価機関

- ・ ESG評価機関の行動規範を22年12月に策定・公表。23年6月までに受入れ状況を取りまとめ・公表

横断的取組み

- ・ スタートアップ・地域企業等への投資にもつなげる「インパクト投資」について、金融庁で指針の策定等に向け議論
- ・ 国際金融都市の観点からもサステナビリティの取組みの重要性が高まり。専門人材の育成に向け、民間事業者等が資格試験等を導入することへの支援等を検討

金融機関と企業の対話促進・トランジション

- ・ 金融機関向けの気候変動ガイドンスを22年7月に公表
- ・ ネットゼロに向けた産業・企業による対話を促進(地域企業との対話を含む具体策を金融庁で議論中)。
- ・ 中小企業が取り組みやすい脱炭素の対応につき、関係省庁と連携し、地域金融機関等に対し浸透を図る

サステナビリティ情報の「記載欄」の新設に係る改正(2023年1月31日公布・施行)

- 金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告(2022年6月公表)を踏まえ、有価証券報告書におけるサステナビリティ情報の「記載欄」を新設し、「ガバナンス」及び「リスク管理」については全ての企業が開示し、「戦略」及び「指標及び目標」については各企業が重要性を判断して開示する(2023年3月期から適用)

有価証券報告書(主な項目)

第一部 企業情報

第1 企業の概況

- 従業員の状況等

第2 事業の状況

- 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等
- **サステナビリティに関する考え方及び取組(新設)**
- 事業等のリスク
- 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析等

第3 設備の状況

第4 提出会社の状況

- コーポレート・ガバナンスの状況

第5 経理の状況

- 連結財務諸表、財務諸表等

サステナビリティに関する考え方及び取組

(1)ガバナンス

全企業が開示

サステナビリティ関連のリスク及び機会に対するガバナンス体制
(記載イメージ:取締役会や任意に設置した委員会等の体制や役割等)

(2)戦略

重要性を判断して開示

サステナビリティ関連のリスク及び機会に対処する取組み
(記載イメージ:企業が識別したリスク及び機会の項目とその対応策等)

全企業が開示

人的資本について、人材育成方針や社内環境整備方針

(3)リスク管理

全企業が開示

サステナビリティ関連のリスク及び機会を識別・評価・管理するために用いるプロセス
(記載イメージ:リスク及び機会の識別・評価方法や報告プロセス等)

(4)指標及び目標

重要性を判断して開示

サステナビリティ関連のリスク及び機会の実績を評価・管理するために用いる情報(記載イメージ:GHG排出量の削減目標と実績値等)

全企業が開示

人材育成方針や社内環境整備方針に関する指標の内容、当該指標による目標・実績

全企業が開示(注1)

女性管理職比率、男性育児休業等取得率、男女間賃金格差については、「従業員の状況」で記載

(記載に当たっての留意事項)

- ✓ 詳細情報について、任意開示書類(統合報告書、データブック等)の参照も可能(注2)
- ✓ 記載した将来情報が、実際の結果と異なる場合でも、合理的な仮定等に基づき、適切な検討を経たものであれば、直ちに虚偽記載等の責任を負うものではない

(注1)「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)」又は「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)」に基づく情報の公表義務(努力義務は含まない)のある企業が対象となる

(注2) 任意開示書類に明らかに重要な虚偽記載があることを知りながら参照するなど、当該参照する旨の記載自体が有価証券報告書の重要な虚偽記載になりうる場合を除けば、単に任意開示書類の虚偽記載のみをもって、金融商品取引法の罰則や課徴金が課されることにはならない

サステナビリティ開示基準の国際的な動向と日本からの意見発信

- 2021年11月3日、国際会計基準財団(IFRS財団)は、「国際サステナビリティ基準審議会(ISSB)」の設置を公表。IFRS財団の拠点について、官民一体で積極的に働きかけ、東京のISSB拠点としての活用が決定。
- IFRS財団は、「全般的な開示要求事項」および「気候関連開示基準」について、2023年6月に最終化を予定。また、2023年5月4日、ISSBの基準策定における優先アジェンダ(例:生物多様性、人的資本等)を決定するための市中協議を開始(コメント期限:9月1日)。
- 日本では、「サステナビリティ基準委員会」が国内のサステナビリティ開示基準の開発および国際的な意見発信を担う。

国際サステナビリティ基準審議会(ISSB)の概要



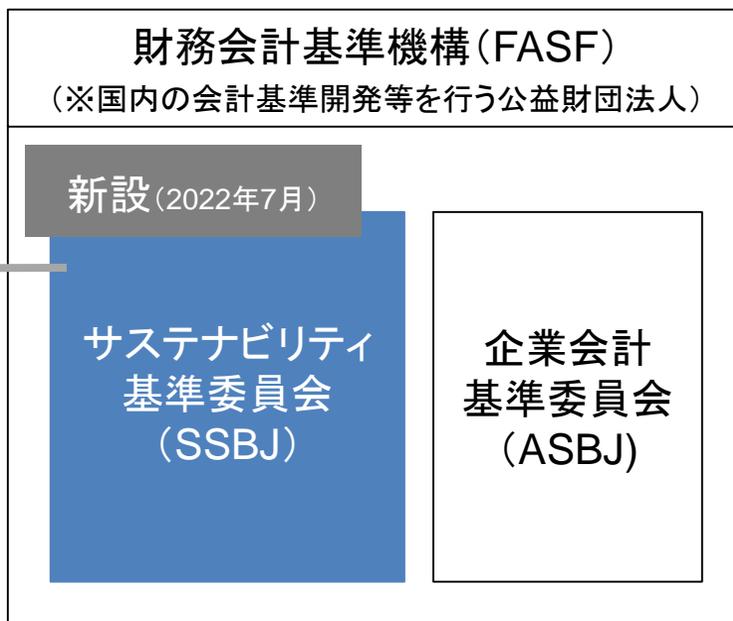
議長



エマニュエル・ファベール氏(仏)
(元ダノンCEO)

※議長1名・副議長2名のほかに、日本人1名(小森博司氏)を含む11名の理事が就任

日本からの意見発信



※SSBJは、2022年1月から6月までは、SSBJ設立準備委員会として活動

JPX「ESG関連債情報プラットフォーム」



1 2 3 4 5 6 7 次へ 最後

ISINコード/ ISIN	条件決定日/ Pricing date	発行体/ Issuer	債券名称/ Bond name	発行額/ Issuance amount	年額/ Term	募集形態/ Offering format
JP318320AN67	2022/05/30	株式会社 日本取引所グループ	株式会社日本取引所グループ第1回無担保社債（社債間限定同順位特約及び譲渡制限付）（グリーン・デジタル・トラック・ボンド）	500百万円	1.0年	公募（ホールセール）
JP387040AN38	2022/03/18	株式会社 丸井グループ	株式会社丸井グループ第3回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（ソーシャルボンド）	1,300百万円	3.0年	公募（リテール）
JP369420AN36	2022/03/09	日本貨物鉄道	日本貨物鉄道株式会社第1回社債（一般担保付）（グリーンボンド）	10,000百万円	10.0年	公募（ホールセール）
JP369420BN35	2022/03/09	日本貨物鉄道	日本貨物鉄道株式会社第2回社債（一般担保付）（グリーンボンド）	10,000百万円	20.0年	公募（ホールセール）
JP358582AN33	2022/03/04	東京電力リニューアブルパワー	東京電力リニューアブルパワー株式会社第2回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（グリーンボンド）	10,000百万円	5.0年	公募（ホールセール）
JP321020AN31	2022/03/02	鹿島建設	鹿島建設株式会社第47回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（サステナビリティボンド）	10,000百万円	5.0年	公募（ホールセール）

【個別債券画面】



株式会社日本取引所グループ第1回無担保社債（社債間限定同順位特約及び譲渡制限付）（グリーン・デジタル・トラック・ボンド）

・ ISINコード / ISIN :	JP318320AN67	・ 条件決定日 / Pricing date :	2022/05/30
・ 発行体 / Issuer :	株式会社 日本取引所グループ	・ 業種 / TSE sector :	金融・保険業
・ 発行情報等 / Prospectus :	https://www.jpx.co.jp/corporate/news/news-releases/6020/20220601-01.html		
・ フレームワーク / Framework :	https://www.jpx.co.jp/corporate/sustainability/jpx-esg/environment/index.html		
・ レポート / Reporting :	https://www.jpx.co.jp/corporate/sustainability/jpx-esg/environment/index.html		
・ 主幹証券会社 / Lead managers :	野村證券		
・ 募集形態 / Offering format :	公募（ホールセール）		

・ 発行額 / Issuance amount :	500,000,000円	・ 利率 / Interest rate :	0.05%
・ 年額 / Term :	1.0年	・ 払込期日 / Settlement date :	2022/06/03
・ 償還期限 / Maturity date :	2023/06/03	・ 信用格付け / Credit rating :	

・ ESG債区分 / Bond label :	Green	・ 評価機関 / External reviewer :	R&I
・ 評価情報 / External review :	https://www.r-i.co.jp/news_release_gf/2022/06/news_release_gf_20220601_jpn_01.pdf		
・ 参照ガイドライン / Referred guideline :	グリーンボンド原則2021（ICMA） グリーンボンドガイドライン2020（環境省）		
・ 備考 / Other information :	グリーン・デジタル・トラック・ボンド https://www.jpx.co.jp/corporate/news/news-releases/6020/20220601-01.html		

一覧へ戻る

国内外におけるグリーンウォッシュの懸念

- 国内外におけるESG／サステナブル投資は増加傾向。一方で、ESG／サステナブルを掲げる投資・投資商品に関する資産運用会社等の実務は、投資家の誤解を招いているのではないかと懸念（グリーンウォッシュ）も指摘されている。

ESG／サステナブル投資の拡大

- ✓ ESG関連資産へのサステナブル投資の増加傾向は、コロナを契機に加速しており、特に欧州で顕著。
- ✓ 世界的な投資規模として、2025年までに、53兆ドル（全投資金額の約3分の1）を超える見込み。
- ✓ 国内においても、ESG関連投資信託の新規設定本数は増加傾向。（ただし、2022年はロシアによるウクライナ侵攻後の資源価格上昇でESG投資に逆風が吹いたこともあり、新規設定本数は減少）

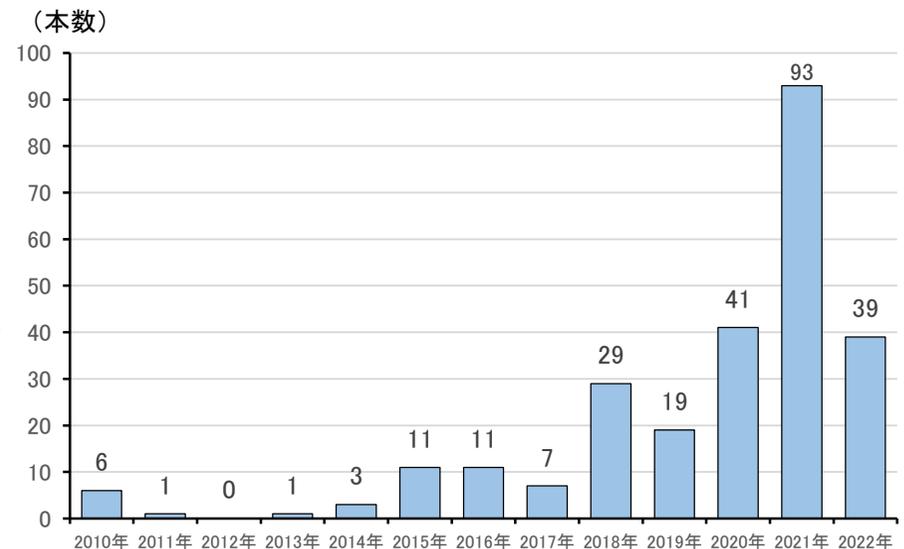
グリーンウォッシュへの懸念

- ✓ 投資戦略等を特段変更することなく、サステナブル関連の投資商品として、誤解を招く形で提供し、投資家の期待に応えられていないのではないかと懸念。

各国当局がESGファンドに対する監視を強化する中、金融庁は、資産運用会社37社が取扱う225本のESG関連投資信託の実態を調査。

〔5月27日公表「資産運用業高度化プログレスレポート2022」参照〕

日本におけるESG関連投資信託の新規設定本数の推移



(注) 2022年11月末時点の国内公募投信が対象。2022年は11月末までの本数。運用方針で「ESG・インパクト投資・SDGs・SRI・CSR・環境・企業統治・女性活躍・人材」に着目した運用を行うと明記している公募投資信託を便宜的に「ESG関連ファンド」とした。

(資料) QUICKデータをもとに金融庁作成

ESG投信に関する金融商品取引業者等向けの監督指針改正

- 令和5年3月に改正。「資産運用業高度化プログレスレポート2022」における実態調査の結果を踏まえ、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の一部改正案を策定し、**ESG投信の範囲**や**ESGに関する公募投資信託の情報開示**、**投資信託委託会社の態勢整備**について、**具体的な検証項目**を定めた。

監督指針案の主な内容

① ESG投信の範囲の明確化

下記に該当する公募投資信託とする。

- ① ESGを**投資対象選定の主要な要素**としていること
かつ
- ② **交付目論見書**の「ファンドの目的・特色」に、①を記載していること

② 顧客誤認の防止

ESG投信ではない公募投資信託の名称又は愛称に**ESGに関する用語**(例: ESG、SDGs、グリーン、脱炭素、インパクト、サステナブル)が含まれていないか

③ ESGに関する情報開示の強化

交付目論見書や運用報告書に下記の事項が記載されているか

- ① **投資戦略**
 - 主要な要素となるESGの具体的な内容や勘案方法、勘案の際の制約・リスク、スチュワードシップ方針 等
- ② **ポートフォリオ構成**
 - ESGを主要な要素として選定する投資割合の目安や目標
- ③ **インデックス運用**
 - 参照指数のESG勘案方法
- ④ **定期開示**
 - ESGを主要な要素として選定した投資割合、ESG評価指標の達成状況、スチュワードシップ活動
 - インパクトの達成状況 等

④ 必要な態勢整備

① 組織体制

- ESG関連のデータ、インフラ、人材等、ESG投信の運用のためのリソースを確保しているか

② ESG評価・データ提供機関

- 利用に際し、組織体制や評価対象、手法、制約、目的を理解する等、デューデリを適切に実施しているか

⑤ 外部委託運用

- 投資戦略を踏まえ、**運用会社がESG投信の該当性を判断**
- 委託先の運用状況を反映した開示を行うとともに、デューデリや開示内容の確認を行うための体制を整備しているか

ESG評価・データ提供機関に係る行動規範

- 金融庁「ESG評価・データ提供機関に係る専門分科会」において、企業のESGの取組みを評価する「**ESG評価機関等**」について評価の透明性・公平性を確保するための「**行動規範**」の案を取りまとめ。併せて、評価を利用する機関投資家や、評価を受ける企業への提言と併せて、**報告書として公表**。(2022年7月)
- 「**行動規範**」について、7月～9月に実施した**パブリックコメントを踏まえ最終化**(2022年12月)。

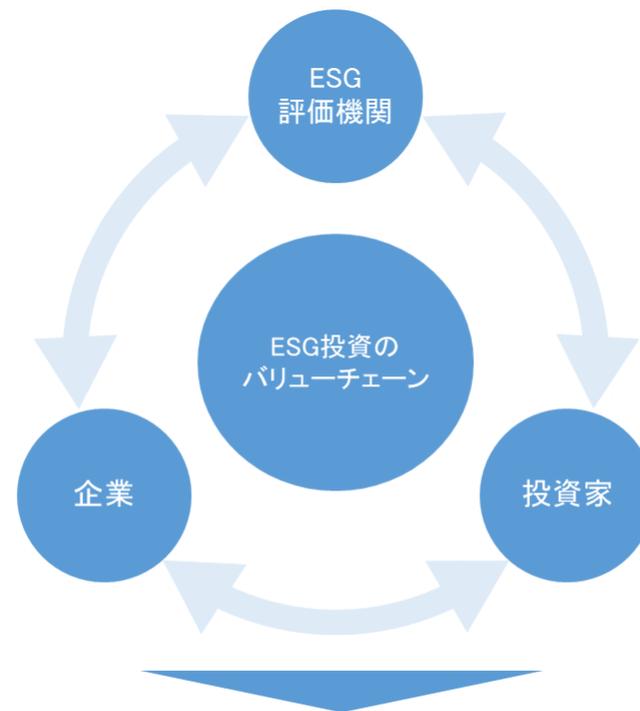
(※)最終化に向けて、**わが国でサービス提供を行う日系・外資系の評価機関に対して、自主的な賛同を呼び掛ける**ていく(法令に基づくものではなく、行動規範の各項目について、遵守する場合にはその旨、遵守しない場合はその理由を明らかにするいわゆる「コンプライ・オア・エクスプレイン」方式により賛同を求めていく)。評価部分は2023年6月末時点、データ部分は2024年6月末時点の賛同状況の取りまとめを実施。

ESG評価機関への期待 (行動規範としてとりまとめ)

- **透明性の確保**
自社のESG評価について、目的・考え方・基本的な方法論等を公表すること
- **人材の育成**
専門人材等を確保し、また、自社で専門的能力の育成等を図ること
- **利益相反の回避**
業務の独立性・客観性・中立性を損なう可能性のある業務・場面を特定し、潜在的な利益相反を回避し、又は リスクを適切に管理・低減すること
- **企業とのコミュニケーション**
評価を行う企業との窓口を明確化し、評価の根拠となるデータは確認・訂正を可能とし、こうした手順を予め公表すること

機関投資家・企業への期待

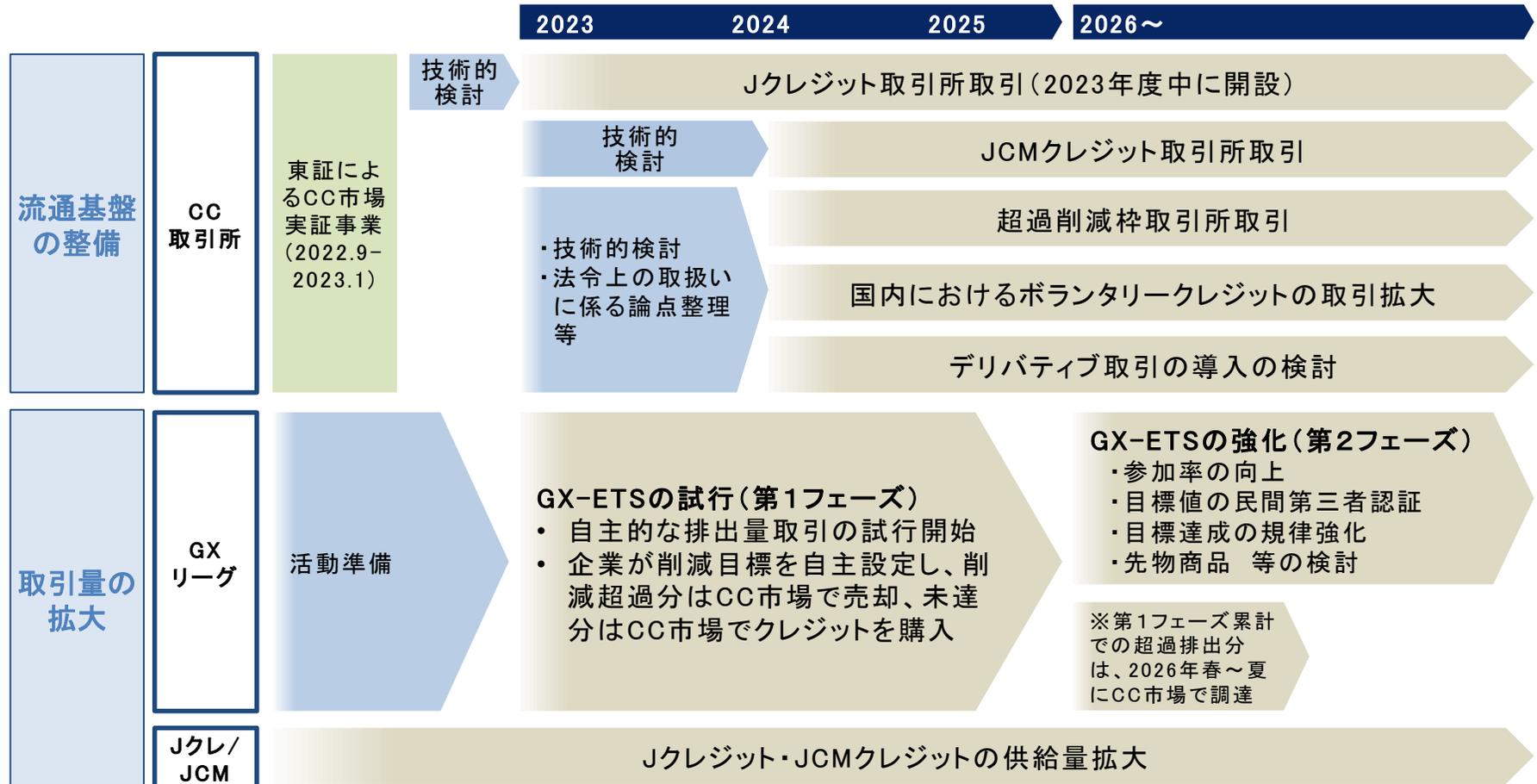
- 自らの投資でESG評価をどう活用しているか、明らかにすること(投資家)
- サステナビリティに関する企業情報をわかり易く開示し、評価機関との窓口を明確化すること(企業)



市場全体として相互の働きかけを通じ
評価等の質の改善

カーボンプレジット市場の現状と先行き

- カーボンプレジット(CC)の国内取引は、現状、基本的には取引所を介さない相対取引で行われているものの、東証が2023年度中に正式にCC取引所を開設予定。
- GXリーグでは、第1フェーズ(2023-2025年)の削減不足分について、2026年夏頃までに市場で調達することを求める。省エネや森林保全由来のJクレジット等の供給量も増加していく見込みであり、CC市場での取引拡大が見込まれる。



脱炭素等に向けた金融機関等の取組みに関する検討会報告書

概要

- 脱炭素への移行に向けた世界的取組みが加速する中で、企業と対話を行い資金供給を行う**金融機関の役割が高まっている**。一方で、金融機関が**脱炭素に向けた戦略を検討し、企業と対話を行う際の実務的課題や留意点等**は国際的にも模索の途上。金融庁の検討会で昨秋より議論を行い、**6月22日、検討会としての報告書を取りまとめ公表**。
- 報告書では、脱炭素への移行には、金融機関における**継続的・実効的な対話（エンゲージメント）が重要である点を指摘し、移行の戦略と進捗を理解・促進する観点から、以下を金融機関への提言（ガイド）**として提示

脱炭素等の企業支援を行う金融機関への提言（ガイド）

金融機関の移行のとりえ方 **ガイド1**

- ・移行は**中長期に及ぶもので事業上の影響が大きく、進捗状況の理解が必要**
- ・一方、**画一的な指標はなく、現在一般的な「排出量×投融資量」（ファイナンス・エミッション）のほか、様々な定量・定性的指標を併せて総合的に捉えるべき**

GHG排出量データの整備 **ガイド2**

- ・排出量データは**企業だけでなく取引先も含めて集約が必要**
- ・現在は排出量データの様式やプラットフォームが統一されておらず、**共通プラットフォームの整備も検討が必要**

パスウェイと排出目標（経路）との適格性 **ガイド3**

- ・金融機関の移行戦略には、**地球規模の目標から逆算した排出の期待値（パスウェイ）と、これを踏まえた金融機関・企業の排出目標（経路）が必要**
- ・排出経路は**企業ごとに、業種・地域・戦略等を加味して判断が重要。事業性を十分理解することが必要**


金融機関の投資家・
ステークホルダー

働きかけ


金融機関

エンゲージメント


企業

アジア諸国向けの投融資拡大/ トランジションファイナンスの促進 **ガイド4**

- ・GXは全世界で取組むことが必要ながら、アジアは**地理的・経済的な特殊事情も多く、資金が足りていない。日本の経験を生かす余地も存在**
- ・アジア向け投融資によるファイナンス・エミッションの増減を丁寧に説明しつつ、**多排出設備の置き換えや早期廃止を進めていくことが重要。カーボンクレジット創出も一案**

連携


アジア新興国 
商社等

リスクマネーの供給 **ガイド5**

- ・GXには、融資だけでなく**個人投資を含む投資資金の誘導も重要**
- ・現在は**選択肢が限定的であり、官民の協調によるブレンデッドファイナンス、資本性のあるESG商品、ESG投資信託、脱炭素目線からのインパクト投資等を普及していくことが重要**

地域の脱炭素促進

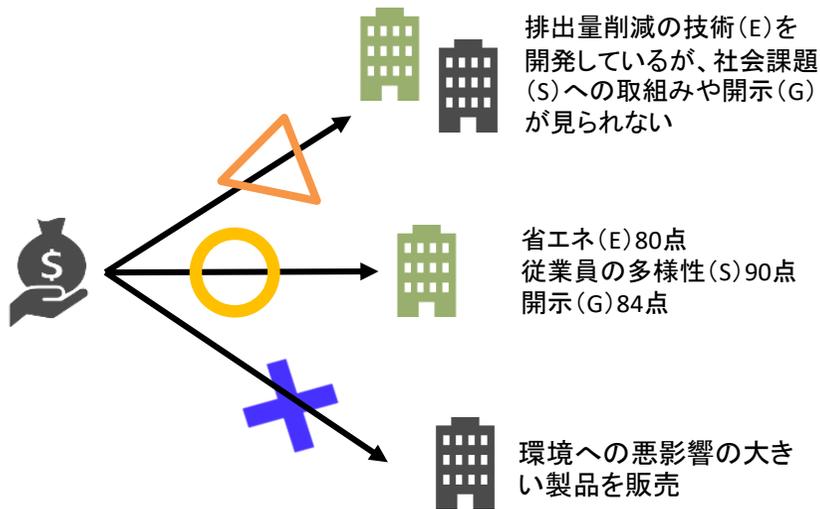
- ・GXの実現には、**大企業だけでなくサプライチェーンを成す地域全体での取組みも必須だが、地域企業では相対的に取組みに遅れ**
- ・**啓発セミナー、支援策の紹介、地域金融機関の人材育成の支援等が必要**

インパクト投資等に関する検討会報告書概要

- ❑ 脱炭素や少子高齢化等の社会・環境課題の重要性が高まる中で、課題解決に資する技術開発や事業革新に取り組む企業の支援は喫緊の課題となっている。インパクト投資は「社会・環境的效果」(インパクト)と投資収益の双方を企図する投資として、国際的にも推進の重要性が指摘されている。
- ❑ 金融庁が2022年10月に設置した「インパクト投資等に関する検討会」では、「インパクト投資」の基本的意義等について議論を進め、投資の要件、推進のための施策等と併せて取りまとめ、6月に報告書として公表する予定。

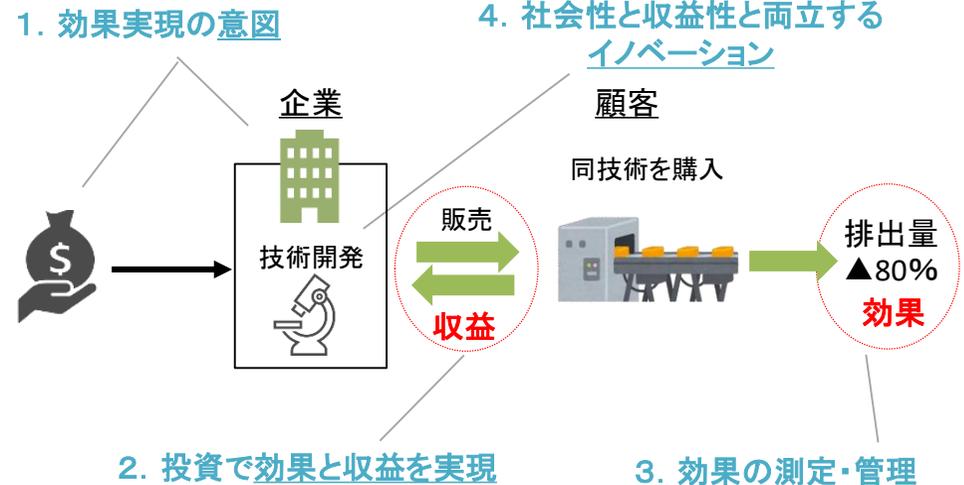
一般的なESG投資

企業のESGの取組みを総合的に評価し投資比率等を決定、又は特定業種等を投資先から除外



インパクト投資

投資により実現を図る具体的効果を特定・コミットし、これを実現する技術革新等を進める企業に投資



1. から4. をインパクト投資の要件として提言

「インパクト投資」の推進により、新たな発想・創意工夫で、社会・環境課題への対応を通じ成長・事業創造を図るスタートアップをはじめとした企業等への事業支援を促す。

「インパクト投資」の推進に係る諸施策

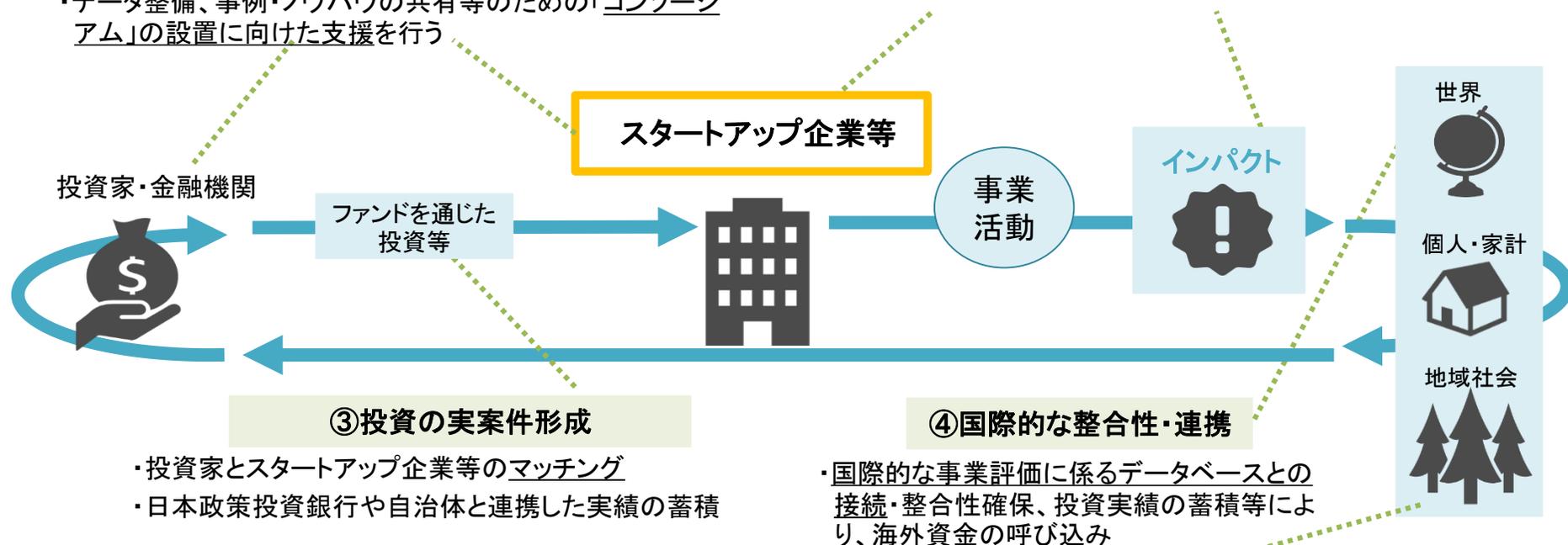
- 日本が中心となってインパクト投資を推進するよう、インパクト投資の基本的指針を策定する。また、投資家や企業等が参加し、事業評価に関するデータ整備や人材育成等を促進するための対話の場(コンソーシアム)を立ち上げるために必要な支援を行う。加えて、日本政策投資銀行や自治体の推進策と協働し、投資実績の蓄積を図る。

①投資等の基盤(インフラ)整備

- 金融庁において、インパクト投資の「基本的指針」を策定し、投資家、金融機関、企業、評価機関等の共通理解を醸成(基本的指針は10月まで意見募集し年内めどに策定)
- データ整備、事例・ノウハウの共有等のための「コンソーシアム」の設置に向けた支援を行う

②事業評価の人材、ノウハウの形成

- 「コンソーシアム」で、事業評価のノウハウ共有、人材育成を図るほか、事業に応じた多様な金融手法(出資・融資の中間的資金提供方法等)の在り方について、議論・検討



③投資の実案件形成

- 投資家とスタートアップ企業等のマッチング
- 日本政策投資銀行や自治体と連携した実績の蓄積

④国際的な整合性・連携

- 国際的な事業評価に係るデータベースとの接続・整合性確保、投資実績の蓄積等により、海外資金の呼び込み

⑤地域における創業企業等の支援

- 各地域の投資法人、経済・金融団体、大学、自治体や地域活性化に取り組む団体等と連携し、関係者間の対話や課題収集を進める
- 知財・無形資産を含む事業全体に対する担保制度の早期創設、2021年改正銀行法の下での事業会社等への出資要件緩和の活用等

人材育成スキルマップ

サステナビリティの基本的意義とテーマ毎の課題を理解し、これらが金融・産業に与える機会・リスクを説明出来ること

I サステナビリティ の 課題と意義

① サステナビリティと金融・産業

1. サステナビリティの基本的意義と様々な課題の全体像、多様な価値の理解
2. サステナビリティに係る金融の役割、サステナブルファイナンスとは

② 環境(E)に係る課題

1. 気候変動（仕組み、影響、対応）
2. 汚染予防（大気汚染、化学物質）
3. 自然循環（原料調達、廃棄物管理）
4. 水（取水・排水管理、水資源利用）
5. 生物多様性（生態系の影響評価）

③ 社会(S)に係る課題

1. 人権（基本原則、人権デューデリジエンス、様々な人々の権利、AIと倫理）
2. 雇用・労働慣行（強制労働、児童労働、機会均等、ハラスメント、労働安全衛生、ダイバーシティ、人的資本）

④ ガバナンス(G)に係る課題

1. コーポレート・ガバナンス（所有と経営、ステークホルダー協働、取締役会、情報公開、議決権行使）
2. リスク管理（ESGリスクマネジメント）
3. 腐敗防止（贈収賄の防止）

基礎

サステナブルファイナンスの市場・規制・イニシアティブなどを理解し、戦略策定・サービス提供等を実践出来ること

II サステナブル ファイナンスの 知見と実践

⑤ サステナブルファイナンスの市場・規制・イニシアティブなど

1. サステナブルファイナンス市場の動向（分野ごとの市場規模や最近の資金調達・供給発行・調達状況など）
2. 金融商品・金融機関などに関する様々な原則（責任投資原則、ネットゼロに向けたアライアンス、グリーンボンドなど）
3. サステナブルファイナンスに係る規制等の動向（NGFSなどによるシナリオ分析、タクソミーとトランジションなど）

⑥ 幅広い金融サービスの提供

1. 様々なアドバイス・ファイナンス
2. 融資・債券
3. 投資・出資
4. インパクト

⑦ サステナビリティ経営の実践

1. 経営戦略・事業戦略の策定
 2. リスク管理
 3. 指標や目標の設定
- 等

⑧ 情報開示と対話

1. 情報開示の枠組み
2. 企業との対話（エンゲージメント）
3. ステークホルダーとの対話・協働

応用

例えば以下のような、コミュニケーション、リーダーシップ、情報収集と知見の統合など、実践を進めるソフトスキルの獲得

III 実践を進める ソフトスキル

- ✓ 専門領域を含めつつ、幅広い他領域の動向に意識を向けて情報を収集し、新たな課題特定や発想につなげるスキル
- ✓ 社内外の様々な関係者と良好な関係を構築し、建設的な協働を図っていくコミュニケーションのスキル
- ✓ 国内外の様々な議論の場面に積極的に参画し、国内外の関係者の認識と対応をけん引するリーダーシップスキル

(※) 上記項目は主要な課題などを例示したものであり、各課題などはこれに限られるものではない。また、1個人で全てのスキルを獲得することは必ずしも容易でなく、組織やチーム全体として必要なスキルを獲得し、実践を図っていくことが重要と考えられる。

(※) 各項目については、JPX-QUICK ESG課題解説集等の国内各種機関の取組みやアイルランド・シンガポール・米国などによる取組みも参照しながら記述している。